限定承認公告

本籍富山県富山市清水町三〇番地、最後の住所富山県富山市音羽町一丁目一番一八号

被相続人　亡　中村　正昭

右被相続人は平成二十四年五月二日死亡し、その相続人は平成二十四年七月二十五日富山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二日

富山県富山市旭町八番六号

相続財産管理人　中村　正典

限定承認公告

国籍韓国、最後の住所石川県羽咋郡志賀町富来地頭町八の一九五番地

被相続人　亡　中村孝男こと　鄭　孝男

右被相続人は平成二十四年二月六日死亡し、その相続人は平成二十四年七月二十三日金沢家庭裁判所七尾支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二日

石川県羽咋郡志賀町富来地頭町八の一九五番地

相続財産管理人

中村政子こと　金　政子

限定承認公告

本籍三重県亀山市みどり町一番地五三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　金子　永周

右被相続人は平成二十二年一月十二日死亡し、その相続人は平成二十四年七月二十五日津家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二日

三重県亀山市川合町七六六番地五

限定承認者　金子　春吉

限定承認公告

本籍山口県山陽小野田市大字埴生二八八六番地、最後の住所山口県山陽小野田市大字小野田二五六一番地メゾンベルク二〇六号

被相続人　亡　作花　徳力

右被相続人は平成二十四年二月十四日頃死亡し、その相続人は平成二十四年七月十九日山口家庭裁判所船木出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二日

山口県宇部市東本町二丁目三番三号　大﨑真法律事務所

相続財産管理人作花アヤ子

代理人弁護士　大﨑　真

金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十四年九月三日をもって金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十四年八月二日

東京都千代田区麹町五丁目三番地

株式会社トップストリームＡＭ

代表取締役　川松　保夫

訂正公告

平成二十四年四月二十日（号外第九十二号）掲載の宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告中、④事務所の所在地の欄中「廃止した従たる事務所　埼玉県さいたま市浦和区高砂２－２－３　浦和営業所」とあるは「廃止した従たる事務所　埼玉県さいたま市浦和区高砂２－２－３　浦和流通営業部」の誤りにつき訂正します。

平成二十四年八月二日

東京都千代田区大手町二丁目二番１号

三菱地所リアルエステートサービス株式会社

代表取締役　清沢　光司

訂正公告

平成二十四年七月二十五日（号外第一六一号）掲載の第六十六期決算公告（枠組）中、「代表取締役　塩見功一郎」とあるは「代表取締役　塩見巧一郎」の誤りにつき訂正します。

平成二十四年八月二日

京都市南区久世築山町三七八の四

ジーエス・ヘイアン・ライティング株式会社

代表取締役　塩見巧一郎

取消公告

平成二十四年七月二十六日（号外第一六二号）掲載の一般社団法人情報機器リユース・リサイクル協会に係る第六期決算公告（枠組）は取消します。

平成二十四年八月二日

扱　店

正　誤

平成二十四年三月十四日（号外第五十七号）厚生労働省告示第百二十一号（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
四	上	終りから一八	指定特定相談支援事業者	指定特定相談支援事業所
〃	〃	〃一六	に改め	に、「指定居宅介護等」を「指定居宅介護又は基準該当居宅介護（以下「指定居宅介護等」という。）」に改め
六	〃	一五	「イの(4)」に改め	「イの(4)」に改め、「指定障害福祉サービス基準附則第３条第１項の規定による従業者を配置した」を削り
〃	〃	一六	ロの(1)	ロ
〃	下	四	おいて	おいて、平成24年３月31日において現に存する重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であって、平成24年４月１日以降指定療養介護事業所を利用するものに対して
七	上	二一	削り	削り、「第214条第１項」を「第215条第１項」に
〃	下	一八	中「	中「第17条第１項第１号」を「第17条第１号」に、「
〃	〃	〃	に、「	に、「第17条第１項第４号」を「第17条第４号」に、「
一一	〃	一七	「「186単位」	「186単位」
〃	〃	終りから二一	指定就労移行支援等	指定就労移行支援等
〃	〃	〃	、第14の１の注１に規定する指定就労継続支援Ａ型等又は	又は
〃	〃	〃一九	削り	「若しくは第14の１の注１に規定する指定就労継続支援Ａ型等」に改め
一二	上	一七 二五	初日	翌日
〃	〃	終りから一三	同表第11の16	同表第11の16の注中「12の栄養士配置加算が算定されている」を「栄養士が配置されている」に改め、同16
一三	〃	五～六	あっては、平成27年３月31日までの間	あっては
〃	〃	終りから一〇	又は」	又は10の看護職員配置加算を算定されている事業所」
〃	下	〃二二	都道府県知事	都道府県知事又は市町村長
一四	〃	六～七	厚生労働省	厚生労働大臣
一五	上	一三	ただし	ただし、
〃	下	終りから二四	又は、のぞみの園	又はのぞみの園
〃	〃	〃二〇	行った場合は	行った場合に
一六	上	一七	指定就労支援Ｂ型事業所等	指定就労継続支援Ｂ型事業所等
〃	下	〃	特定旧法指定施設	指定就労継続支援Ｂ型等
〃	〃	一九	所定単位	所定単位数

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月三十一日付特第二六号　政府調達第一四六号二四ページ　ニページ●八月二日付第一六七号六四ページ●同日付

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電　話　03(3587)4294
定　価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体　一三〇円）　（配送料別）